



埼玉弁護士会会长 大倉 浩さん

さいたまここに人あり  
次世代が戦争に送られない  
ために行動する責務がある

7月1日の集団的自衛権行使を容認する閣議決定に、広範な国民、団体から、撤回を求める声が相次いでいます。埼玉をはじめ全国の弁護士会も、「集団的自衛権行使容認反対」を掲げてパレードや市民集会に取り組んできました。6月9日には県庁前で560人がパレード、7月31日の市民集会には埼玉会館大ホールがあふれるほどの市民が集まりました。埼玉弁護士会会长として先頭に立って行動する、大倉浩弁護士にお話を聞きました。

# 9条、立憲主義、国民主権に

## 反する閣議決定

今回の閣議決定の問題点は、憲法9条の平和主義、近代国家の原則でもある立憲主義、そして国民主権に反する。この3点です。

集団的自衛権の問題だけでなく、弁護士の多くは個別的自衛権も認めるべきじゃないという考え方なんです。でもこれまで言わってきた「必要最小限度」というと、自分たちが攻撃を受けたときに守るための自衛権は許されても、他国に攻撃する権利は許されていないと考えます。今回の閣議決定は、あきらかに憲法第9条に違反しています。

もう一つは、国民の意志を無視していることです。世論調査では、6割の国民が集団的自衛権に反対し、8割が充分な手続きをふんでいないと思つていています。これでは、国民主権に反します。

三つ目は、本来は憲法があつてその下に法律があつて行政があるのに、今回の閣議決定は順序が逆だということ。立憲

主義違反です。安倍さんは「私は選挙で選ばれたんだから何をやっても自由だ」というようなことを言つているけれど、自由じゃないんですよ。彼には憲法尊重擁護義務があり、憲法の平和主義、基本的人権の尊重、国民主権を侵すことはできないわけですから。閣議決定は立憲主義に反するのでおかしいということは、多くの保守系の人たちも言つていますよね。

日本国憲法に違反する人たちは、憲法の基本原理をよく理解していない人が圧倒的に多いですよ。昔、埼玉弁護士会がH.I.V訴訟の問題で櫻井よしこ氏を呼ん

だことがありましたが、講演のなかで「日本国憲法ほどわがままな憲法ってないんですよ。義務は3つしかなくて権利ばかり書いてある」と言いました。自民党にも、こういうことを言つている人がいます。そもそも、憲法って何なのでしょうか。国家から国民を守るためにある、この基本が分かつていいないです。

## 変えてはいけない憲法の basic 理念

戦後69年経つて、日本国憲法が日本の社会に根付いていればこういうことはな

かつたと思うんだけど、残念ながらそういう部分が理解されていませんでした。



それが、今の危機的状況を招いている部分もあるんだと思います。

でも、危機的意識を持つているのは少數じゃなくて、多くの国民が持っています。そのことは、6月9日の560人であり、7月31日の1800人（そのうち



6月9日の集団的自衛権行使容認に反対するパレード（埼玉県庁前）

500人くらいは申し訳ないのですが、帰つてもらいました)が現してゐるんじやないでしようか。

弁護士会は政治団体ではないのですが、日本国憲法の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）我々弁護士会としては、憲法の基本原理である平和主義が骨抜きにされてしまうことは最大の問題だと考えます。憲法の政治解釈の是非以前に、そもそも国民が分からぬままに閣議決定で決めてしまつていいのか。ただ私は反対なんだけれど、憲法改正の手続をとればいいのかという議論もあ

が、日本国憲法の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」

（弁護士法1条1項）我々弁護士会としては、憲法の基本原理である平和主義が骨抜きにされてしまうことは最大の問題だと考えます。憲法の政治解釈の是非以前に、そもそも国民が分からぬままに閣議決定で決めてしまつていいのか。ただ私は反対なんだけれど、憲法改正の手続をとればいいのかという議論もあ

## 秘密法、集団的自衛権、次は共謀罪

特定秘密保護法と集団的自衛権、それから国家安全保障基本法は、完全にリンクしています。次は共謀罪ですね。特定秘密保護法で自由に発言できなくなつて、今後必ず共謀罪を制定させようとして、今後必ず共謀罪に言及していきますしね。

11月7日に特定秘密保護法の廃止を求

めの集会では、北大生が特高によつてスパイいでつちあげられた宮澤・レーン事件を取り上げます。NHKのドラマ「花子とアン」では花子のお兄さんが憲兵ですけど、これらは過去の出来事なのに、このまま何もしなければこういう世界がもうそこまで来ているんじやないかといふ気がするんです。

最近は、新聞の世論調査でも若い人が集団的自衛権に反対したり、自分の問題として考えているのかなと感じました。12月4日には山田洋次監督をお呼びして、大宮ソニック（2500人）で市民集会をおこないます。ぜひ、多くの人に来てほしいですね。

ると思います。けれど、それでもやつぱり憲法の基本原理である基本的人権の尊重と平和主義、民主主義は不動というか、核心的な部分なわけです。よく「易」「不易」と言いますが、憲法は「不易」、変えてはいけないものですよね。すべての出発点はそこなのかなと思います。

「こういうことがあると、現場は自肅してしまいますよね。さいたま市の三橋公民館での公民館報に俳句掲載拒否のこともあります。これは弁護士会でも問題になっているんですけど、兵庫でも集団的

自衛権の問題で集会をやろうとしたらこれまで市の後援がとれていたのに、突然断られたことがありました。今後は、埼玉でも会場が借りられないというような

ことが起こる可能性も出てくるんじゃないでしょうか。

マスコミも良くないですよね、「決め

られない政治」と言つて断罪したでしょ。今のように「決められる政治」が良いのか。悪い面が圧倒的ですよね。「第四の権力」という、マスコミの影響は大きいと思います。

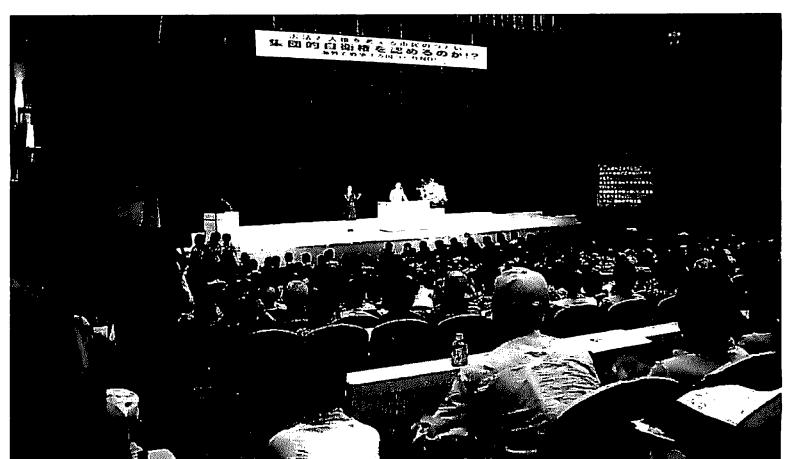
知る権利は憲法で保障されたすごく大事な権利で、そのなかで国民が意識形成していくいろいろなものが決まっていく。國民主権を実質化するものです。国民の知る権利を保障するのが、報道の自由であり、だからマスコミは憲法上いろいろな部分で保障されているんです。

## 命がけで守ろう、憲法を

自分たちの代だけで終わらせてはいけないと思います。

弁護士は議論が好きだから、決議や声明も大事なんだけど、実行して運動していかないと意味がないと思います。

私の父は2年間シベリアに抑留されていましたね。母は東京の魚屋の生まれで、空襲で焼け出されて実家の浦和に疎開してきました。母は神田の駅前でグラマンで機銃掃射を受けて、米兵の顔が見えたって言つていました。そのときに母が亡くなつていれば私はいないし、父がシベリアで亡くなつっていて私は生まれなかつた。いまこうして活動できるつてことは、ありがたいことです。これを



なかにし礼氏を招いて7月31日に憲法と人権を考える市民のつどい（埼玉会館）

こういう活動ができるのも、まさに弁護士会に自治があるからできるんです。埼玉弁護士会でも、苦々しく思つてゐる人もいると思います。もちろん多様な意見があるとは思いますけど、圧倒的多數は支持してくれています。司法改革のなかにも「政治的なことに弁護士会が口を出すのはおかしい」と言う人はいま

法の問題ではまったく同じなんですよ。憲法を命がけで守ろうという思いは同じ

ですから。一致団結してやつていかなければいけないですね。

## 日本国憲法を世界遺産に

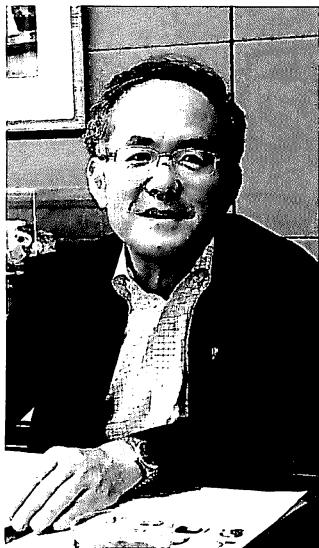
平和の問題は、次の世代の問題です。20年、30年経ったときに、「あのときに弁護士会や大人は何をやっていたの」と

言われたくない、と思っています。戦争に行くリスクのない私の世代は、次の世代が戦争に行かないように発言し行動していく責務があると思います。

憲法の問題は、日本だけのことではない。ガザ地区で、ウクライナで、リビアで、世界中で紛争があるなかで、それなくしていくことができるの、教育に

たずさわる学校の先生たちだし、それを受けとめる学生たちです。教育って大事ですよね。

いまグローバリズムと言われるけれど、それを逆の意味でとれば平和主義を日本だけで完結するんじゃないで、世界に打つて出るということ。カナリア諸島で憲法9条の碑があるそうですが、世界に目を向けて日本を発信していくことが大事じやないでしょうか。まさに、「日本国憲法を世界遺産に」と思っています。



### プロフィール

さいたま市出身、県立浦和高校卒業。中央大学法学部卒業後、浦和地裁（現さいたま地裁）越谷支部で事務官、浦和地裁熊谷支部で書記官として勤務後、弁護士登録。1995年にさいたま市に大倉浩弁護士事務所設立。

### 特定秘密保護法の廃止を求める市民集会

## ほんとに怖い秘密保護法 ～あなたも逮捕される かも知れない～

講師：富澤・レーン事件 貢献を広める会代表 山野井孝有さん

11月7日（金）

18時開場、18時30分開会

さいたま共済会館 501・502

### 憲法と人権を考える市民集会

## 山田洋次監督と 平和を考える

(仮題)

ゲスト：山田洋次監督ほか

12月4日（木）

18時開場、18時30分開会

大宮ソニック大ホール